

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、平成〇年〇月〇日付けで、通院日以外の日については療養のため労働ができなかったとは認められないとして、休業補償給付を一部支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った本件審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

2 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで請求人に休業補償給付支給決定通知（以下「支給決定通知」という。）を発信し、請求人が同月〇日に受け取ったことは、配達記録により明らかである。したがって、本件処分に係る「原処分のあったことを知った年月日」は支給決定通知が配達された平成〇年〇月〇日となり、本件審査請求の請求期間は、その翌日から起算して3か月目に当たる日である平成〇年〇月〇日までとなる。

(2) ところが、請求人が労働保険審査請求書を審査官に宛てて郵便により発信した日は、平成〇年〇月〇日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後に行われたものである。

3 なお、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後に行われた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日付け補正書において、要旨、同年〇月〇日に就職したが、職場が広範囲に及び、就職して間もないため自宅に帰省するのが難しく、審査請求する環境が整わず、審査請求書を提出するのが遅れたと述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

したがって、本件審査請求は、不適法なものであり、これを却下した審査官の

決定は妥当なものである。

- 4 以上のおり、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のおり裁決する。